

子どもへの虐待に対する積極的対応のために
—応用行動分析学による支援の可能性—

奥田 健次(吉備国際大学社会福祉学部)

1. はじめに

近年、わが国においても子どもに対する虐待の問題が社会的な問題として注目されるようになった。虐待の件数が増加するという社会的問題を背景として、行政的対応が進められつつある。

虐待の問題についての心理学的研究は、虐待についての調査研究、虐待を受けた子どものトラウマ回復支援に取り組んだ事例報告、虐待を行う親(加害者側)の心理を説明したもの(たとえば、西澤, 1999)がほとんどである。しかしながら、加害者の心理を巧妙に説明できたとしても、その説明が虐待の問題を解決するために直接的に役立つものにはならない。一方、個々の事例を重ねていくことで一般的知識を明らかにしようとする事例研究は重要な取り組みであるといえるが、わが国で行われている事例研究のほとんどがエピソード中心である。少なくとも、現実の問題に対して解決のための条件を客観的な方法で検討した研究は、わが国においてはみられない。このことは、わが国で虐待の領域に関わる研究者や臨床家の層の薄さによるものであると推察され、虐待に関する心理学的研究は未開の領域であるということもできる。

2. 応用行動分析学とは?

応用行動分析学(Applied Behavior Analysis)は、生活体の行動の生起因として、①遺伝的要因、②過去の経験、③現在の環境の3つをそれぞれ認めている。このうち、現在の問題を解決するための介入が可能なのは、現在の環境のみであるため、実用性の点から現在の環境へのアプローチを重視する。また、客観的に観察できない「意識」を扱おうとしない初期の行動主義とは異なり、「意識」も言語行動(verbal behavior)として他の行動と同じように扱う徹底的行動主義に立脚しているのが

特徴的である

(Skinner, 1974)。応用行動分析学は、行動の諸原理をさまざまな社会的問題に適用し、介入(独立変数)とその効果(従属変数)の関係について因果分析を行う実験的手法(Barlow & Hersen, 1984)を用いることで有効性を証明してきた。そして、現在では発達障害や教育上の問題、組織におけるパフォーマンス・マネジメント、健康、コーチング、交通安全などの幅広い分野で、問題解決のための条件を明らかにしてきた(杉山・島宗・佐藤・マロット・マロット, 1998を参照)。

3. 海外における虐待への行動論的研究

アメリカにおいては1970年代になって子どもへの虐待に対するトリートメントについての行動論的研究に増加がみられ、実証的データにもとづく知見が蓄積されてきた(Isaacs, 1982)。これらの研究の多くは、クリニックでのセッティングよりも、家庭に専門家(あるいは準専門家)が出向いて親指導(parent training)を行っているのが特徴的である。

たとえば、Greene, Norman, Searle, Daniels, and Lubeck (1995)は、子どもに対して虐待やネグレクトを行っていた知的障害を持つ母親の2つの事例について、さまざまな子育て行動(parenting)のアセスメントと指導を行った。この研究では、あらかじめ定義された子育てに関連するいくつかの課題の達成率を指標とし、直接的な介入効果を検討する実験的手法が用いられた。その結果、こうした直接的介入が両事例において効果的であることが示された。しかしながら、一方の事例では獲得したスキルが定着したが、もう一方の事例では獲得したスキルの遂行は不安定であった。この後者の事例は、母親に非協力的な情夫がいたことなど、妨げとなる要因が多かった。

また、Tertinger, Greene, and Lutzker (1984)は、家庭での虐待やネグレクトを防止するために、家の中にある危険な状況(たとえば、窒息させてし

まうような物、火器類、毒物などへの接近可能性など)をそれぞれの家庭において査定し、親への介入として教示やデモンストレーションを行い、危険の数や場所についてフィードバックを行った。その結果、研究に参加した家族の家の中の危険の数が減少した。さらに、スタッフトレーニングに関する研究も行われている。McGimsey, Greene, and Lutzker (1995) は、子どもへの虐待やネグレクトの経験を持つ親に対してタイムアウト技法 (time-out) についてのコンサルテーションを行う大学院生のスキルの形成を検討した。その結果、ロールプレイによる指導の効果が示されたが、親へのコンサルティングについての困難性も示された。

以上のように、応用行動分析学に基づく研究の特徴は、具体的なスキルを研究対象としている点にあるといえる。すなわち、たとえば親としての資質・資格、母親らしさ、期待感や失望、衝動性や未熟性といった曖昧に表現されることばにアプローチするのではなく、これらを実際の行動上の問題としてとらえていくところに実用性の高さがあるといえる。

4. わが国における虐待への対応の問題

先にも述べたように、わが国においてはエピソード中心の事例研究がほとんどである。この事実は、アメリカの研究と比較しても、あまりにも大きな差があるといえる。では、なぜ虐待の領域について、日米間でこうした大きな差がみられるのであろうか。以下、考えられうる3つの点から論じる。

1つ目は、応用行動分析学の研究者がわが国においては非常に少ないということである。このことは、虐待以外の領域においても同じことがいえる。同じ心理学研究者の間においてさえ、応用行動分析学が正しく理解されていることが少なく、虐待のケースが別の機関からリファーされてくることはほとんどない。一方、アメリカでは応用行動分析学がこうした社会的問題に対して有用であ

ることも広く認められており、研究者だけの知見にとどまらず実践に有用な支援パッケージも開発されている。

2つ目は、わが国とアメリカ合衆国の法的根拠の違いにあると考えられる。法的根拠に基づく家庭への強制的な介入が認められている場合、それが虐待の問題を克服するための積極的対応を行う前提条件となるであろう。わが国の現行の法制度では、積極的対応を行うことが困難であるため、手遅れのケースを増加させていくことにつながっていると思われる。

3つ目は、文化差の違いである。わが子の育て方をそれぞれの家庭に任せるべきか、次世代を担う社会人にするため親に明確な義務を与えるべきかといった議論が考えられる。その際、親権についての価値観、価値の差、法律による制限などについても、日米の差を検討していく必要がある。

5. 応用行動分析学からの提言

本節では、子どもへの虐待に対する積極的対応に役立つと思われる応用行動分析学の視座から、5つの提案を試みる。

1) 現在の環境に焦点を当てた介入を目指す

現在生じている問題の原因を、過去の経験で説明されることが多いが、その説明の正当性が高かったとしても解決のための具体的介入に結びつきにくい。たとえば、母親が子どもに対してせっかんを行う場合、どういう状況で生じやすいのか、その行動をすることで何が得られるのかなどといった視点を持つことが重要である。一定の傾向が明らかになった場合、その行動(環境も含めて)に対して問題解決に向かうまで直接的な介入を行うことが可能となる。

2) 子育てスキルに関する研究の必要性

説明概念を多用して親の心理や病理について説明すると循環論に陥りやすい。たとえば、母親が遅くまで外で遊んでいるという現在の行動の原因を、「社会的な未熟さのため」と説明したとする。

その説明に対して、「なぜ社会的に未熟だといえるのか」と質問すると、母親が遅くまで外で遊んでいるからというように、現在の行動傾向で説明することに行き着く。こうした説明概念は極力避けるべきである。

そのために、子育てスキル (parenting skills) を明確に記述・定義していく必要がある。そのためには、子育てスキルの査定項目、査定方法に関する研究と、子育てスキルを支援するための指導法に関する研究が必要であろう。子育てスキルを客観的に査定することができれば、親権の継続・制限・復帰を判断する材料にもなり、里親の資格審査にも役立てられるであろう。

3) 親権の扱いを明確にすること

親権という権利が、もし不明確な権利であるならば、それに伴う義務や責任も不明確なままである。また、親権が日常の家庭生活において大きな価値のあるものであるならば、その制限や剥奪は多くの親にとって避けたいものになるかもしれない。

そして、親権に関する法的根拠を明確にする必要がある。例えば、親権に制限を与える (e.g. 子どもを一時保護する) 場合、制限を解除するためには親が所定のプログラムを受講し、単位を修得する義務を与えることなどを検討していく必要があるだろう。

4) 虐待の生じにくい環境事象に関する研究

どのような環境で虐待が生じやすいのか、あるいはどのような環境では虐待が生じにくいのかといったことを明らかにしていくことは重要である。

虐待が生じにくい環境としては、たとえば家族以外の他者とかかわる機会を増やすことなどが考えられる。子どもへの虐待を早期発見するために、たとえば定期的に参加できる「母子遊びサークル」を地域に設定し参加させるなど、外部の人間に母子ともに触れる機会を積極的に設定することも考えられる。

5) 子育てを教育カリキュラムに導入する

義務教育や大学教育などで、子育てについての教育を行うことも重要であると考えられる。単なる知識を教授するだけではなく、子育ての体験を含めたカリキュラムを検討していかなければならない。また、親権についての知識、義務や責任などについても指導していく必要がある。

6. おわりに

行動分析学という学問の主眼とするところは、行動の予測と制御にある。現在の虐待に関する問題については、問題を生じさせている行動の予測は可能であるといえる。しかしながら、行動の制御については、法律上の問題があるために直接的な介入が困難であり、容易でないのが現状であるといえる。応用行動分析学を用いた積極的対応により、手遅れになるケースを減少していくために、現行の法律の不備な点を検討していく必要があるだろう。

文献

- Barlow, D.H. & Hersen, M. (1984). *Single case experimental designs* (2nd ed.). New York: Pergamon Press.
- 高木俊一郎・佐久間徹監訳(1993). 一事例の実験デザイン—ケーススタディの基本と応用—. 二瓶社
- Greene, B. F., Norman, K. R., Searle, M. S., Daniels, M., and Lubeck, R. C. (1995): Child abuse and neglect by parents with disabilities. *Journal of Applied Behavior Analysis*, 28, 417-434.
- Isaacs, C. D. (1982): Treatment of child abuse: a review of the behavioral interventions. *Journal of Applied Behavior Analysis*, 15, 273-294.
- McGimsey, J. F., Greene, B. F., and Lutzker, J. R. (1995): Competence in aspects of behavioral treatment and consultation: implications for service delivery and graduate training. *Journal of Applied Behavior Analysis*, 28, 301-315.
- 西澤哲 (1999) 子どもの虐待と心理学的観点. 現代の

エスプリ383, 至文堂. 101-113.

Skinner, B. F. (1974) . About Behaviorism. Knopf
杉山尚子・島宗理・佐藤方哉・マロット, R.・マロ
ット, M. (1998)

行動分析学入門. 産業図書.

Tertinger, D. A., Greene, B. F., and Lutzker, J. R.
(1984):

Home safety: development and validation of one c
omponent of an ecobehavioral treatment program f
or abused and neglected children. Journal of Appli
ed Behavior Analysis, 17, 159-174.